

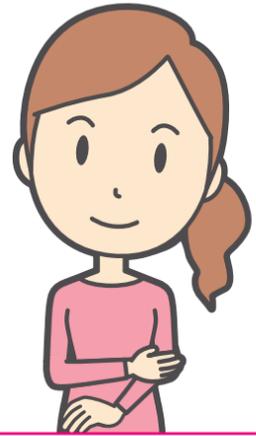
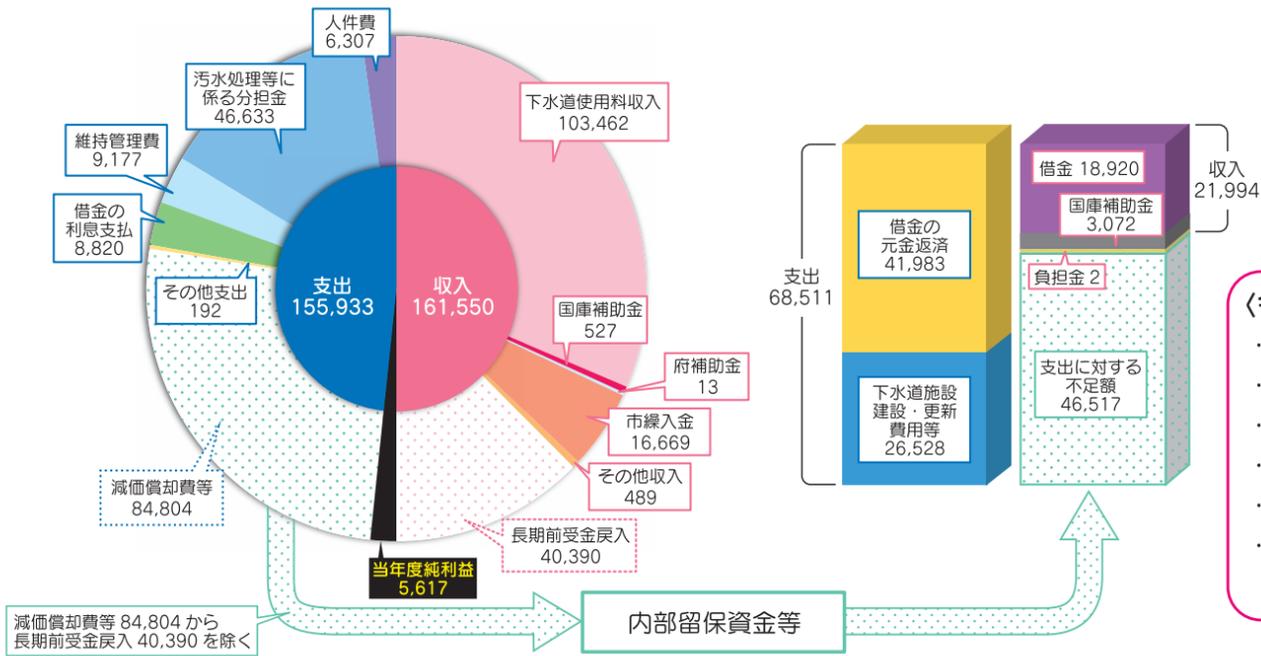
令和2年度下水道事業会計決算状況

収益的収支 (単位：万円、税抜)

(下水道事業を運営するために要した経費と財源)

資本的収支 (単位：万円、税込)

(下水道施設を作るために要した経費と財源)



- 〈令和2年度に行った工事〉
- ・戸津地区枝線管渠布設工事
 - ・八幡福祿谷地区下水道改良工事
 - ・八幡菖蒲池地区雨水排水路改修工事
 - ・橋本地区管渠改築工事
 - ・男山・西山地区管路施設耐震化工事
 - ・橋本地区管路施設耐震化工事
- など

下水道管の長寿命化

現在、老朽化した下水道管の長寿命化を図り、機能の維持や道路陥没を未然に防ぐため、改築更新工事を行っています。老朽化が進行している下水道管から順に工事を進めており、汚水管延長約247kmのうち令和2年度末までに約25.8kmの下水道管の改築更新工事を行いました。今年度は約0.3kmの改築更新工事を予定しています。

改築更新工事は、主に更生工法と呼ばれる工法で施工しています。更生工法とは、古くなった管の内面に新たな管を構築する工法で、道路を掘らずにマンホール部分から施工できるため、従来の工法よりも道路交通への影響を抑えることが可能となります。

(下水道課事業係 ☎983-5419)

下水道の維持管理について

下水道施設は、市が管理する部分と個人が管理する部分に分かれていて、個人が管理する部分を「排水設備」といいます。また、下水道管には汚水管と雨水管があり、八幡市は分流式という方式で汚水と雨水を別々に排水しています。

(下水道課管理係 ☎983-5459)



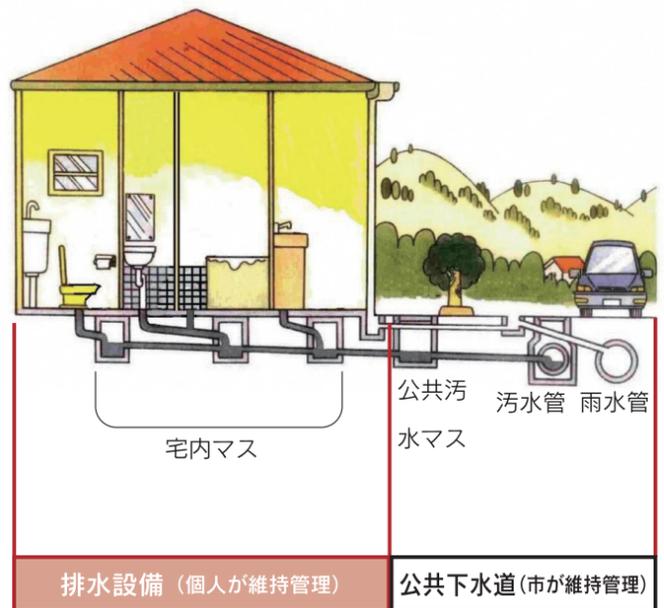
施工前

管の継ぎ目のズレから土砂が入り込んで汚水の流れが阻害されている状況



施工後

管の内面が専用の素材できれいに覆われ修理が完了した状態



悪質な訪問業者にご注意を！

【よくある訪問形態とトラブルの例】

- ・市役所の方から来ました (市の委託等ではない場合があります)
- ・水質検査を無料で行います (高価な浄水器を販売する例があります)
- ・下水道のつまりを点検します (高額な洗浄費を請求される例があります)



あれ？と思ったときは

- 八幡市上下水道部へ確認を行う
- 身分証や職員証の提示を求める
- その場ですぐに契約・支払をしない
- 見積もりを取ってから工事・作業を行う
- 強引な場合は警察に通報する 等

※契約に関するトラブルは生活情報センター(075-983-8400)へ

ビル・マンション等の管理者の方へ

受水槽の管理は設置者の責任です！

受水槽に入るまでの水質は八幡市が管理していますが、受水槽以降の水質は設置者が管理することになっています。設置者は、いつでも安全で衛生的な水が供給されるよう管理を行ってください。

※特に受水槽の有効容量が 10 m³ を超える場合は、法令により年一回以上の清掃と定期点検が義務付けられています。

適正管理のポイント

水質検査

蛇口から出る水の色・濁り・におい・味等の外観や残留塩素について定期的に点検し、異常を認めたときは必要な水質検査を実施してください。

水槽の清掃

毎年一回以上、定期的に行ってください。

施設の点検と改善

水槽の亀裂等によって有害物質や汚水等による汚染が生じないように点検を行い、欠陥を発見したときは速やかに改善してください。また、地震、凍結、大雨等水質に悪い影響を与える恐れのある事態が発生したときも速やかに点検を行ってください。

書類の保存

点検記録及び図面を保管しておきましょう。

給水の緊急停止

供給する水が人の健康を害する恐れがあると分かったときは、ただちに給水を停止し、この旨を利用者等の関係者に周知してください。あわせて、市の方に状況を連絡してください。

(上水道課給水係 ☎983-5328)



水道管の凍結にご注意ください！



気温がマイナス 4 度以下の厳しい寒さになると、防寒の不完全な水道管内では、水が凍り破裂する可能性があります。凍結は屋外に配管された次のようなところで多く発生します。

- ・ 管が露出しているところ
- ・ 風当たり（特に北向きの風当たり）が強いところ

防寒対策として

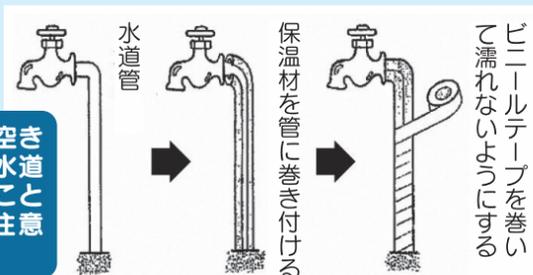
保温材を管に巻きつけ、保温材自体が水に濡れないように上からビニールテープ等でしっかり巻いてください。

水道管が破裂したら

メーターボックス内にある元栓（止水栓）を閉めてください。その後、八幡市指定給水装置工事業者へ修理をご依頼ください。（工事業者は、八幡市役所のホームページを参照いただくか、電話等で市までお問い合わせください。）

(上水道課給水係 ☎983-5328)

凍結による漏水が空き家等で発生すると水道料金が高額になることもあるため、特に注意してください！



雨水タンク設置に45,000円までの補助金を助成します

雨水タンクとは、雨水の流出を一時的に抑えるために、屋根に降った雨を、雨どいを通じて貯めるタンク（下図）のことです。溜まった雨水は、庭の花や樹木の散水、非常用の生活用水（トイレ排水等）として様々な用途に有効活用できます。

八幡市では、平成 25 年度から雨水タンクの設置費用を助成しています。助成の目的は、雨水の流出抑制と資源の有効利用及び環境負荷の低減です。毎年、多くの方の申請があり、令和 2 年度までに 217 基の雨水タンクが設置されました。

なお、**助成を受けるには、事前相談が必要です。**購入前に下水道課へお問い合わせください。（令和 3 年度の申請は令和 4 年 1 月 末日までにタンクの請求行為を終える必要があるため、お早めの申請をお願いします。）

【助成内容】

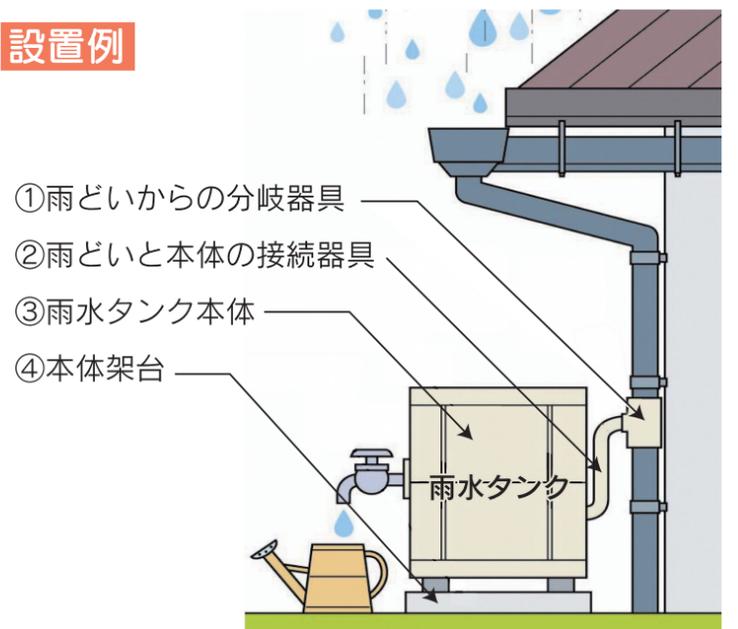
雨水タンク（タンク本体 + 付属品（架台等））および、購入に要する費用（送料）の 4 分の 3 に相当する額（消費税込、上限 4 万 5 千円。千円未満は切り捨て）

※設置工事費、その他諸費用は含みません。

設置例（下図）の①～④の箇所が助成対象です。

(下水道課管理係 ☎983-5459)

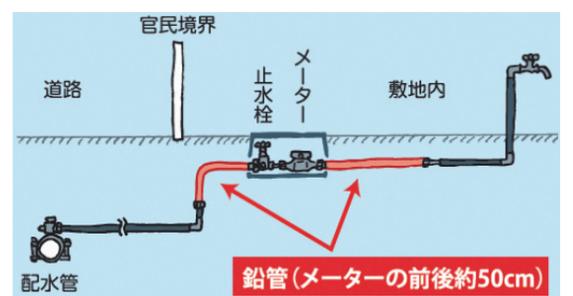
設置例



鉛製給水管について

八幡市では、基本的に鉛製給水管の取替えは完了していますが、事情により残っている箇所があります。鉛製給水管が残っている箇所につきましては、漏水等が発生した場合に引き続き個別に取替をさせていただきますので、**市へご連絡ください。**なお、取替費用は市で負担させていただきますが、障害物の撤去やタイル等で装飾されている場合の復旧は個人負担となります。

また、鉛製給水管は、旅行等で水を長時間使用されない場合でも、水質基準上問題ありませんが、わずかに鉛が溶け出すこともありますので、使い始めにバケツ一杯分くらいの水を、洗濯や掃除等の飲み水以外にお使いください。水洗トイレを使用いただくことでも十分有効です。



(上水道課給水係 ☎983-5328)